

有姿除却ができる資産

Q：使用しなくなった固定資産は、廃棄処分していなくても、除却処理できる場合があるようですが、本当でしょうか。

A：現状有姿のままに除却損を計上できる場合もあります。

【解説】

固定資産の除却損が認められるのは、現物を廃棄処分したときであるのが原則ですが、次のような固定資産は、たとえその資産につき解撤、破碎、廃棄等していない場合でも、その資産の帳簿価額からその処分見込額を差し引いた金額を損金に計上することができます。これを有姿除却と呼んでいます。

- (1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業に使用する可能性がないと認められる固定資産
- (2) 特定の製品の生産のために専用とされていた金型などで、その製品の生産を中止したことにより、将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況からみて明らかなもの

会社がその固定資産の使用を廃止して、今後通常の方法で使用する可能性がなくなった場合でも、その解体、取り崩し、処分等に多額の費用を要するため、そのまま放置せざるを得ないこともあります。このような場合には、その資産が固定資産としての命数又は使用価値を失ったことが客観的に立証されるならば、有姿除却が認められるわけです。会社の所有する固定資産の中に有姿除却できるものがないか調査し、検討してみてください。

